

学校・病院等に係る防音対策事業のお知らせ

～ 補助対象施設として、認可外保育施設を追加しました ～

事業の概要

- 防衛省では、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」により、自衛隊等の航空機の離着陸等のひん繁な実施等により生じる音響で著しいものを防止し、又は軽減するため、地方公共団体その他の者が学校・病院等[※]の防音工事を実施するときは、その費用の全部又は一部を補助しています。

※ 学校等：幼稚園、小学校、中学校、高等学校、保育所など
病院等：病院、診療所、助産所、特別養護老人ホームなど

- また、上記の補助事業により防音工事を実施した幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び保育所などに設置されている換気設備、温度保持設備又は除湿設備を、騒音防止のため、稼働させ、又は稼働し得るよう維持する際の電気料金等について補助しています。

補助対象施設の追加

補助対象施設に「認可外保育施設」を追加しました。

※ 補助の内容は、保育所（児童福祉法第39条第1項に規定）に係る補助と同様に、防音工事と電気料金等の補助です。

事業の内容

○ 防音工事の補助を受けるためには…

- ・ 原則として、対象施設毎に音響測定を実施し、音響の障害を確認します。
- ・ 厚生労働省が定める認可外保育施設指導監督基準を満たすものとして、都道府県知事等が交付する証明書の交付を受けていることなどがが必要です。

※ 詳しくは、北関東防衛局までお問い合わせください。

防音工事に係る費用は
原則100%補助です。

※ 工事の方法によっては、
自己負担が生じます。

○ 防音工事の一例

【換気・温度保持・除湿】
空調機器を取り付けます。



【遮音】
防音サッシに取り
替えます。

【吸音】
壁・天井を吸音材料
などで仕上げます。

防音工事を希望される施設設置者等の皆様は、ご遠慮なくお問い合わせください。

※ 認可外保育施設の補助金の交付について、詳しくは、北関東防衛局ホームページ「学校等の防音工事のあらまし」を掲載していますので御参考にしてください。

<http://www.mod.go.jp/rdb/n-kanto/kichi-syuhon/bouon/aramashi.pdf>

■お問い合わせ先

北関東防衛局企画部防音対策課
埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
電話：048-600-1820（直通）
FAX：048-601-2119